

役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人あつとほ一む（以下「法人」という。）の役員の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 法人の役員に対して報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 前項の報酬の額は、年額600万円を上限とする。

(支 給 日)

第3条 役員の報酬は、毎月15日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(改 正)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。